

専門医制度改定に伴う経過措置
指導医・認定研修施設 認定期間の特別延長について

専門医制度については大幅な改定を行う予定ですが、指導医および認定研修施設の更新条件も見直される予定であることから、以下の通り経過措置を講じます。なお、専門医については、更新条件が学術集会の参加を中心とした必要単位数の取得で、変更をほとんど行わない予定のため、今回の措置は実施しません。

1. 高血圧指導医

1) 現在認定中の全ての高血圧指導医について、その認定期間を2年間延長（計8年間または7年間*）とし、認定期間終了に伴う更新手続きも本来の時期の2年後に行うことにする。

例) 2025年3月31日に認定期間終了予定の方は、本来2024年9月1日～2020年10月31日の間に更新申請書類を提出しなければなりません。認定期間終了が2027年3月31日まで延長され、更新手続きの期間も2026年9月1日～2026年10月31日へ変更となります。

*2020年に臨床高血圧フォーラムおよび日本高血圧学会総会の中止に伴い1年間延長したため、現在の認定期間が6年間の指導医が存在します。

2) これに伴い、新しい規則に定める更新に必要な条件は、延長後の期間に応じて満たせば良いこととする。

例) 1)の例の場合、原則として2026年9月1日～2026年10月31日の更新申請時までに新しい規則に定める更新に必要な条件を満たせば良いこととなります。

3) 1)に定める認定期間の2年間の延長は、2024年7月1日に全ての指導医の会員専用サイトにある本人の「指導医情報」に反映させることによりこれを行い、原則として認定証の再発行は行わない。ただし、掲示などの理由により認定証の再発行を希望する場合は申請によりこれに応じる。申請の方法は別途通知する。

4) 延長以降の新たな更新による認定期間は規則通り5年間とする。

例) 1)の例の場合、新たな認定期間は、2027年4月1日～2032年3月31日の5年間となります。

5) 2023年3月31日または2024年3月31日に認定期間が終了した指導医で2年間または1年間の更新保留が認められている方も、認定期間終了日を2025年3月31日、2026年3月31日まで延長し、その後2年間、1年間の更新保留とする。

6) その他（新規申請について）

指導医の新規申請については通常通りとする。新規申請審査の際、在籍認定施設については、第2項により特別措置を取った後の認定期間を適用する。

2. 高血圧認定研修施設

1) 現在認定中の全ての高血圧認定研修施設について、その認定期間を2年間延長（計7年間）とし、認定期間終了に伴う更新手続きも本来の時期の2年後に行うこととする。

例) 2025年3月31日に認定期間終了予定の施設は、本来2024年9月1日～2020年10月31日の間に更新申請書類を提出しなければなりません。認定期間終了が2027年3月31日まで延長され、更新手続きの期間も2026年9月1日～2026年10月31日へ変更となります。

2) これに伴い、新しい規則に定める更新に必要な条件は、延長後の期間に応じて満たせば良いこととする。

例) 1)の例の場合、原則として2026年9月1日～2026年10月31日の更新申請時までに新しい規則に定める更新に必要な条件を満たせば良いこととなります。

3) 1)に定める認定期間の2年間の延長は、2024年7月1日に全ての認定研修施設に通知するとともに認定証を2025年3月31日までに順次、再発行することにより行う。

4) 延長以降の新たな更新による認定期間は規則通り5年間とする。

例) 1)の例の場合、新たな認定期間は、2027年4月1日～2032年3月31日の5年間となります。

5) 2023年3月31日に認定期間が終了した施設で2年間の更新保留が認められている施設も、認定期間終了日を2025年3月31日まで延長し、その後2年間の更新保留とする。

6) その他（新規申請について）

認定研修施設の新規申請については通常通りとする。新規申請審査の際、在籍指導医については、第1項により特別措置を取った後の認定期間を適用する。

以上

2024年5月31日

日本高血圧学会 専門医制度委員会
委員長 甲斐 久史